

災害時における什器・備品等の供給に関する協定書

彦根市(以下「甲」という。)と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション(以下「乙」という。)は、彦根市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に必要となる什器・備品等の緊急調達について、次のとおり協定を締結する。

(協定事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の供給に関する事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力の要請)

第2条 災害時において、甲が什器・備品等の供給を必要とするときには、甲は、乙に対して乙の取扱品目の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けた時は、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

(什器・備品等)

第4条 甲が乙に要請する什器・備品等の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。
2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた什器・備品等以外の品目の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(要請の方法)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、物資供給要請書(別記様式1号)をもって行うものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。
2 乙は、前項の要請を受託する場合は、物資供給受託書(様式2号)を提出するものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに受託書を交付するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、物資の供給が完了したら物資調達確認書(様式3号)により文書で甲に通知するものとし、甲はこれに基づき受領の確認を行う。

(引渡し等)

第7条 什器・備品等の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者が当該場所において什器・備品等を確認のうえ、引き渡しを受けるものとする。
2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により什器・備品等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が什器・備品等の供給協力に要した経費(賃借料及び運搬・設置費用等)は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。
3 甲は、甲(甲の職員を含む。)及び甲の要請により派遣された者の過失により乙から支援を受けた什器・備品等を破損させた場合は、当該破損に係る修理等の費用を負担するものとする。

(費用の請求及び支払)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2 甲は、前項の請求が乙からあったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から什器・備品等の供給協力について情報交換を行うとともに、連絡体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては彦根市危機管理課とし、乙においては一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション関西支部の幹事会社を窓口として行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年7月15日

甲 滋賀県彦根市元町4番2号

彦根市
彦根市長

和田裕行



乙 東京都品川区大崎1丁目6番1号

一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション
代表理事

中塚克敏

